

# 箕輪町 介護予防・日常生活支援総合事業に かかる事業所説明会

---

平成28年11月17日(木)  
箕輪町役場福祉課

## 目次

- 全体説明(資料1)
  - ・1. 介護予防・日常生活支援総合事業の目的
  - ・2. 総合事業の構成・サービス類型等
  - ・3. 利用手続き・利用者負担・利用限度額等
  - ・4. 保険証記載イメージ
  - ・5. スケジュール
- 対象事業所向け説明(居宅・通所・訪問)(資料2)
  - ・6. ケアマネジメント
  - ・7. 事業所指定・基準(案)
  - ・8. サービスコード表・請求事務・加算・事故時の対応等
  - ・9. 開始に向けて準備すること
  - ・10.Q&A

## 介護予防・日常生活支援総合事業の目的

- ①要支援者の多様なニーズに対して、要支援者の能力を最大限に生かしつつ、**多様なサービス**を提供する仕組み
- ②高齢者の社会参加促進、地域で支えあいづくり、介護予防推進のために、生活支援を充実し、**高齢者の自立支援に向けたサービス**を推進
- ③住民主体のサービスの利用、認定に至らない高齢者の増加、重症化予防の推進

## 町としての考え方

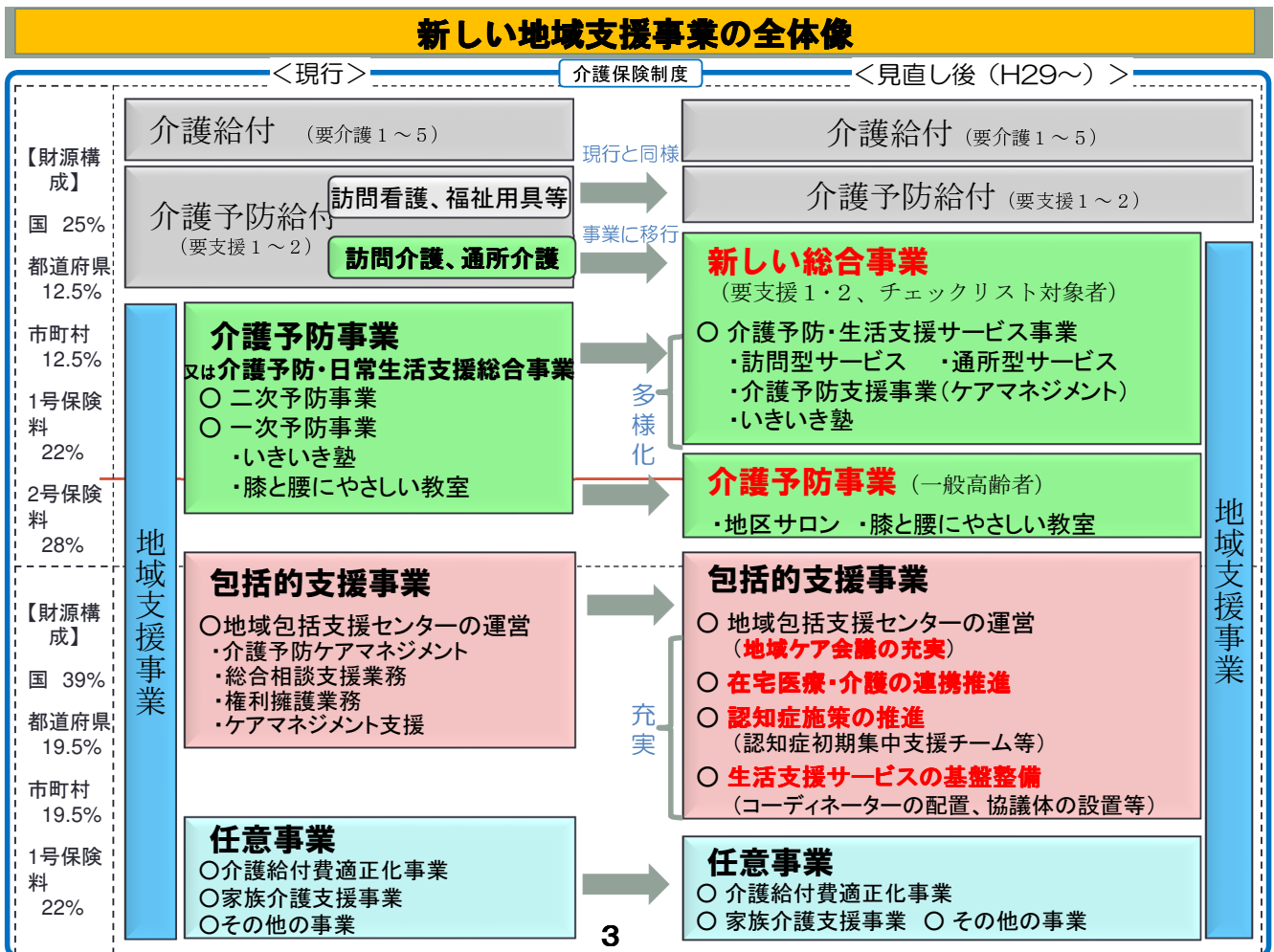
- ・ 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目途に、高齢者・要介護者の増加に対応し、高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。  
そこで、町では、次の基本的な考え方のもと、総合事業を実施していきます。
- ・ ○高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。
- ・ ○高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、いきいきと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。

### 箕輪町の総合事業実施の基本的考え方

- 要介護状態の予防と自立に向けた支援
- 多様で柔軟な生活支援のある地域づくり

# 総合事業の構成

- 総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」(介護保険法に基づく第1号事業)と、全ての第1号被保険者が対象になる「一般介護予防事業」から構成されます。



## 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者(要支援認定相当者)を対象に、介護予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護事業を町の事業として実施する。

### 【対象者】

① 二次予防事業対象者:要介護状態・要支援状態にはないが、その恐れがあると考えられる65歳以上の高齢者(基本チェックリストにより判断)

＜事業対象有効期間:最大2年間＞

② 要支援認定者:要支援1または要支援2と認定された方

＜認定有効期間:3ヶ月～12ヶ月＞

### 【事業開始年月】

平成29年4月

## 通所型事業

### 通所型 サービスA1

- ・ 指定介護保険事業所(デイサービス)にて実施するミニデイサービス
- ・ 入浴は加算または実費

### 通所型 サービスA2

- ・ 介護保険事業所等に委託し、公民館等で実施
- ・ 現行のいきいき塾からの移行

### 通所型 サービスB

- ・ 住民主体によるミニデイサービス  
(実施主体:NPO、地区社協、ボランティア等)

### 一般介護 予防事業

- ・ 膝と腰にやさしい体操教室・まめくらゼミナール
- ・ 地域で行われるサロン
- ・ 気の合う仲間、地区社協、ボランティア等

## 訪問型事業

### 訪問型 サービスA

指定介護保険事業所等にて実施  
身体介護、生活援助の一部

### 訪問型 サービスB

- ・ 住民主体による生活支援(買い物・ゴミだしなど)
- ・ ボランティア団体・地区組織等

### 訪問型サー ビスC

- ・ 介護保険事業所(リハビリテーション)に委託して実施
- ・ 日常生活動作改善に向けて、理学療法士・作業療法士による支援(3~6ヶ月の短期間で行う)

### 地域の 支え合い

- ・ NPO、民間事業所による有償サービス
- ・ 地区社協、ボランティア、隣近所の支え合い

## 利用手続き (別紙:介護サービス利用の流れ参照)

### ○利用手続き

- ・ 総合事業のみ利用する(予防給付の利用がない)方で、要支援認定申請をしない方は、総合事業利用申請書とチェックリストを提出します。
- ・ 【ポイント】(サービス利用期間:要支援認定者は認定期間、チェックリスト対象者は最大2年間)
- ・ ① 予防給付のみ必要な場合 ⇒ 要支援認定者
- ・ ② 予防給付と総合事業が必要な場合 ⇒ 要支援認定者
- ・ ③ 総合事業のみ必要な場合 ⇒ チェックリスト対象者または要支援認定者

### ○ケアプラン

- ・ 総合事業のみ利用する(予防給付の利用がない)ケースについては、従来の「介護予防サービス計画」ではなく、新たな総合事業の「介護予防ケアマネジメント」を実施します。
- ・ 【ポイント】
- ・ ① 予防給付のみ必要な場合 ⇒ 「介護予防サービス計画」
- ・ ② 予防給付と総合事業が必要な場合 ⇒ 「介護予防サービス計画」
- ・ ③ 総合事業のみ必要な場合 ⇒ 「介護予防ケアマネジメント」